平成２８年（フ）第８６号
三重県いなべ市北勢町西貝野1344番地１
破産者　田尻　和郎
１　決定年月日　平成29年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１０２号
三重県四日市市堀木１丁目２番６－404号サニータウン堀木
破産者　山口　晴啓
１　決定年月日　平成29年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１３９号
三重県四日市市笹川４丁目100番地28、前住所三重県四日市市天カ須賀５丁目２番34602号　ライオンズマンション弐番館
破産者　井出　徳治
１　決定年月日　平成29年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１４２号
三重県桑名市長島町西外面1529番地
破産者　森下　　昇
１　決定年月日　平成29年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１４４号
三重県三重郡菰野町大字永井939番地１、前住所三重県三重郡菰野町大字福村242番地１
破産者　小川　龍二
１　決定年月日　平成29年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１４５号
三重県三重郡菰野町大字福村242番地１
破産者　株式会社バンディッツ
１　決定年月日　平成29年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１５３号
三重県四日市市桜町2909番地１
破産者　北川　良爾
１　決定年月日　平成29年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第６１号
広島県三原市和田１丁目８番11号
破産者　宮本木工有限会社
１　決定年月日　平成29年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第４７号
山口市道場門前２丁目４番１号
破産者　有限会社そごう呉服店
１　決定年月日　平成29年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８３号
福岡県京都郡みやこ町豊津1090番地の４
破産者　有限会社スエツギ
１　決定年月日　平成29年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第３６号
福岡県行橋市行事５丁目４番52号
破産者　九州モールド産業株式会社
１　決定年月日　平成29年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第３１１号
宮崎県児湯郡新富町大字日置482番地
破産者　株式会社ＰＳＪ
１　決定年月日　平成29年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１５９号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋4631
破産者　企業組合樹の実ケアステーション
１　決定年月日　平成29年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２００号
宮崎市鶴島３丁目155番地１　セイザンハイツ高松208号
破産者　時任　登晃
１　決定年月日　平成29年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第４９２号
北九州市小倉北区室町２丁目２番８－303号
破産者　岡　　俊樹
１　決定年月日　平成29年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５６２号
北九州市門司区高田１丁目９番15号
破産者　山田　竜司
１　決定年月日　平成29年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６０１号
埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘３丁目５番３号
破産者　松野　尊義
１　決定年月日　平成29年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３９９号
埼玉県所沢市大字山口57番地の30　リプルコーポ201
破産者　勝又　朝衣（旧姓吉葉）
１　決定年月日　平成29年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４２１号
埼玉県川越市大字小ケ谷876番地１
破産者　松丸　美行
１　決定年月日　平成29年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４５５号
埼玉県狭山市柏原202番地の１　シャーメゾンあい101
破産者　小幡　省吾
１　決定年月日　平成29年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部